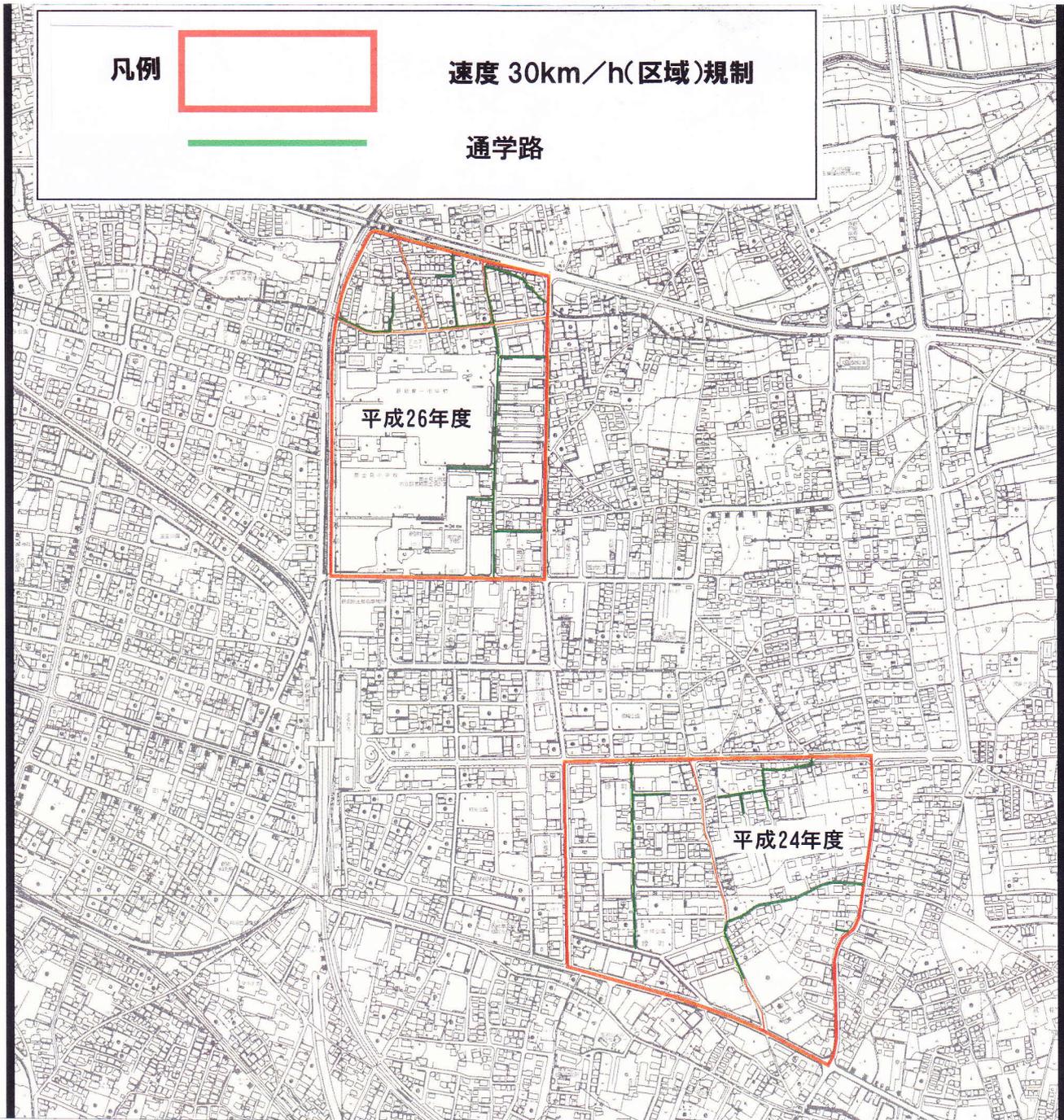


交通安全対策「ゾーン30」について



趣旨: 埼玉県警本部、警察署が中心となり、県内170箇所、歩行者などの通行が最優先され通過交通が可能な限り抑制される事を基本的な考えに、生活道路が集積している区域の交通安全対策。実施については、今後、飯能警察署、地元自治会等と協議し進める。

対策内容:

- 最高速度30km/hの区域規制とする。
- 路側帯の設置、拡幅と車道中央線の抹消
実施されれば恒久的な対策となります。

対象区域: 図中の太線枠内の区域 (太線上の幹線道路は対象ゾーンに含まれません)

実施時期: 平成24年度～ 緑町の一部、双柳の一部の区域
平成26年度～ 飯能市役所、富士見小学校、飯能第一中学校を含む区域